



静岡県認定農業者メールマガジン第407号(「外国人材受入に関する新型コロナ感染症対応」のご案内)

メール 農業ビジネス課 宛先: 000ダミー

送信者: 田淵 貴久1

Bcc: nougyoubiz

2020/03/13 19:36

静岡県認定農業者メールマガジン
「認定マガジン」第407号
令和2年3月13日発行

静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。

今回は、「外国人材受入に関する新型コロナ感染症対応」のご案内について、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中国人技能実習生等の入国や帰国が制限され、農業現場では今後の生産や経営への影響が懸念されています。

このため、農林水産省及び法務省出入国在留管理庁では、相談窓口の設置や、在留申請等の緩和措置を発表しています。

■相談窓口(関東) 平日 9時00分から17時00分
担当: 関東農政局企画調整室
連絡先(直通): 048-740-0016

新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口一覧
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06

■国の緩和措置のポイント

- ①在留申請窓口の混雑緩和
3月中に在留資格が満了する者の在留資格変更手続きを、満了日から1ヶ月間延長して受付
- ②帰国困難者に対する在留申請の取扱
期間が満了する「技能実習」から次の在留資格に変更可能
・引続き同一期間で就労: 特定活動(30日間)へ変更
・就労しない: 短期滞在(30日間)へ変更
※帰国できない状況の場合、更新も可能
- ③在留資格認定証明書の有効期限の取扱い
在留資格認定証明書の有効期限を3ヶ月から6ヶ月に延長
<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

詳細は、下記法務省のホームページで御確認ください。

感染拡大防止のための窓口混雑緩和策
<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い
<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

■帰国を変更して引き続き滞在を希望

- ①就労の場合
・技能実習2号から特定技能1号への在留資格の変更申請
- ②実習
・技能実習2号から3号への在留資格の変更申請
※従前では一時帰国して再入国する必要がありましたが、帰国困難な場合、3号に移行後、1年以内に帰国すれば可

詳細は、外国人技能実習機構ホームページで御確認下さい。
新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について
<https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf>

=====

認定マガジン第407号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思えます。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html>

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県 経済産業部 農業ビジネス課 担い手育成班

=====